鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和5年3月29日

鹿児島県, 鹿児島市, 鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曽於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 姶良市, 三島村, 十島村, さつま町, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

目 次

第1章	鹿	児島県	基本	計ī	画に	つ	い	て																				
1	1	計画策	定の	趣	Í	•		•	•		•	•	•			•	•	•	•		•			•	•	•	•	1
2	2	計画の	位置	付(ナ	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•		•			•	•	•	•	1
3	3	計画期	間					•	•	•	•	•	•			•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	2
第2章	璟	境負荷	低減	事	業活	動	な	ځ	の [.]	促:	進	=	関	す	る:	事	項											
1	1	環境負	荷の	低》	咸に	.関	す	る	目	標		•	•		•			•	•		•		•	•	•	•	•	3
2	2	環境負	荷低	減	事業	活	動	の	内	容	=	對	す	る	事	項		•	•		•		•	•	•	•	•	3
3	3	特定区	域及	び4	寺定	'環	境	負	荷	低	减	事	業	活	動	の	内:	容	に	関	す	る	事	項		•	•	5
4	1	環境負	荷低	減	事業	活	動	の	実	施	 =	当:	た	つ	て:	活	用	さ:	ħ	る	٦	ع	が					
		期待さ	れる	基组	盤確	立	事	業	の	内	容	=	関 [·]	す	る	事	項		•		•		•	•	•	•	•	5
5	5	環境負	荷低	減	事業	活	動	に	ょ	り	生	産	さ;	ħ	<i>t</i> =.	農	林	水	産	物	の	流	通					
		及び消	費の	促证	進に	.関	す	る	事	項		•	•				•	•			•				•	•	•	6
ϵ	6	その他	環境	負征	苛低	減	事	業	活	動	の ⁴	促:	進	に	関	す	る	事	項		•		•	•	•	•	•	6
(另	刂絍	(特定	区域	及7	び特	定	環	境	負	荷	低	减	事	業	活	動	の	内	容	1=	関	す	る	事	項			7

第1章 鹿児島県基本計画について

1 計画策定の趣旨

本県の農業は、温暖な気候や、南北6百キロメートルに及ぶ広大な県土などを生かして、多様な農畜産物が生産され、日本の食料供給基地として重要な役割を果たしています。

本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくため、県では、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に基づき、生産・加工・流通・消費に至る施策を一体的に展開しています。

また,食の安心・安全や環境保全に関する関心の高まりなどを背景に,農業が持つ自然循環機能を維持・増進させ、農業による環境への負荷の軽減を図るため、環境との調和に配慮した産地づくりに関する施策に取り組んでいます。

近年,気候変動や生物多様性の低下等,農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており,国においては,これらに対処し,農林漁業の持続的発展等を確保する観点から,令和3年5月にみどりの食料システム戦略が策定されました。

さらに、令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号、以下「みどりの食料システム法」という。)が制定・施行され、今般、同法に基づく国の基本方針の公表に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところです。

本計画は、これまでの環境との調和に配慮した取組に加え、みどりの食料システム法に基づく農林漁業者の環境負荷低減事業活動などを促進することにより、本県の農林水産業が持続的に発展し、我が国の食料供給基地として国民への食料の安定供給に不可欠な役割を継続的に果たしていけるよう、鹿児島県と県内43市町村の共同により策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、「みどりの食料システム法」第16条の規定に基づき、都道府県及び市町村が共同で作成する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」です。
- (2) この計画は、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に沿った施策別計画 として位置付けることとし、本県及び各市町村の農林水産業や地球温暖化対策に関 連する計画と相互に連携し計画の推進を図ります。

【 環境負荷低減に関連する主な計画や方針等 】

- かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針(令和2年12月策定)
- 鹿児島県有機農業推進計画(令和3年3月策定)
- 第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画(令和3年3月策定)
- かごしまの"食"交流推進計画(第4次) (令和3年3月策定)
- 鹿児島県バイオマス活用推進計画(平成29年3月策定)
- 鹿児島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針 (令和3年12月策定)
- 鹿児島県地球温暖化対策実行計画(令和5年3月策定)
- 鹿児島県農業試験研究推進構想(平成31年3月策定)
- 生物多様性鹿児島県戦略(平成26年3月策定)

3 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

第2章 環境負荷低減事業活動などの促進に関する事項

1 環境負荷の低減に関する目標

目標指標	基準値(基	(準年)	目標値(目標年)				
化学農薬の使用量	34kg/ha	R元 (2019)	31kg/ha (△10%)	R12 (2030)			
化学肥料の使用量	272kg/ha	H28 (2016)	218kg/ha (△20%)				
有機農業取組面積	999ha	R元 (2019)	2, 000ha	R13 (2031)			
有機 J A S 認証取得割合 (有機農業取組面積に対する認証取得面積割合)	80%	(2019)	90%	(2031)			
バイオマス利用率 (発生量に対する利用量割合)	88%	H27 (2015)	96%	R 7 (2025)			
産業部門における温室効果ガスの 排出量	2, 388 チトンCO ₂	H25 (2013)	1,308 千トンCO ₂ (45%削減)	R12 (2030)			

- 注1) 化学農薬使用量は、県内の農薬流通量(経営技術課調べ)を、延べ耕地面積で除したもの、 目標は国基本方針の化学農薬使用量低減目標に準ずる。
- 注2) 化学肥料使用量は,主要肥料(10種類)都道府県別出荷量((一財)農林統計協会「ポケット 肥料要覧」より)を延べ耕地面積(飼肥料作物を除く)で除したもの,目標は国基本方針 の化学肥料使用量低減目標に準ずる。
- 注3) 有機農業取組面積及び有機 JAS認証取得割合は,「鹿児島県有機農業推進計画」(令和3年3月),バイオマス利用率は,「鹿児島県バイオマス活用推進計画」(平成29年3月), 産業部門における温室効果ガス排出量は「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」(令和5年3月)による。

2 環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

県及び市町村では、「かごしまの食と農の県民条例」に基づき、環境負荷低減に向けて、 耕畜連携の推進や県農業開発総合センターにおける試験研究等により、地域資源である 家畜排せつ物や焼酎かす、サトウキビのバガス、下水汚泥等を原料とした有機質肥料の 活用促進をはじめ、総合防除(IPM)及び有機農業の技術の確立・普及など、化学肥料・化学農薬の使用量の低減に努めています。 また、農林水産業を営む者は、鹿児島県地球温暖化対策推進条例に基づき、エネルギーの消費がより少ない機械器具の利用、肥料の使用量の適正化、その他の温室効果ガスの排出の抑制に配慮した生産活動を行うよう努めています。

これらの取組を踏まえ、本県において環境負荷低減事業活動として求められる事業活動は、次のとおりとします。

(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- ア 有機農業(有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条に規定する有機農業をいう。)の取組
- イ 特別栽培農産物*に係る表示ガイドライン (平成4年10月1日4食流通第3889号) に基づく生産方式の導入

※特別栽培農産物:その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で生産された農産物

ウ 鹿児島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(令和3年12月)に基づく生産方式の導入

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

- ア 農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切り替え
- イ 施設園芸におけるヒートポンプ等省エネ機器の導入
- ウ 水田作における秋耕の実施や中干し期間の延長
- エ 好気発酵などの温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の適切な管理
- オ 家畜の消化管内発酵に由来する温室効果ガスの削減効果がある飼料の活用や家畜 の改良・導入
- カ 農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用

(3) その他の事業活動

- ア 生分解性プラスチックを用いた資材の使用など, 化石資源由来のプラスチック使 用量の削減に資する生産方式の導入
- イ 家畜のふん尿に含まれる窒素等の環境への負荷の原因となる物質の量を減少させるアミノ酸バランス改善飼料等の技術の導入
- ウ その他, 国の基本方針第二の要件に適合し, 知事が必要と認める活動

3 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

(1)特定区域の区域

南種子町 長谷・島間・西之・上中・河内・下中地区 (有機農業の生産活動)

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

安納いもをはじめ、早期水稲、さとうきびなどの種子島の地域特産品の有機栽培による生産や、町内の学校給食への有機農産物の提供を図るとともに、町内の物産館での販売など地産地消に向けた流通・販売促進に取り組む等、地域ぐるみで有機農業の産地形成を推進します。

(別紙 参照)

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

「基盤確立事業」とは、農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、先端的な技術の研究開発や新品種の育成などを行う事業です。

本県では、次の基盤確立事業について、関係機関や民間企業などと連携し、新たな技術の開発や普及を推進します。

ア 天敵農薬や捕食性土着天敵を活用した I PMによる減農薬栽培 技術の開発や耐病虫性品種の育成



イ 堆肥の化学肥料の代替としての活用及び広域的な流通を促進するためのペレット堆肥の製造や混合堆肥複合肥料の開発・製造・ 実証と普及

捕食性土着天敵

- ウ 下水汚泥をはじめとする事業系生ゴミ,焼酎かす等のバイオマス資源を,肥料や エネルギーとしてさらに利用拡大するための技術開発・実証と普及
- エ 持続性の高い有機農業栽培技術の開発
- オ スマート農業技術を活用した低コスト化・省力化技術開発(新たな機械体系による施肥・施薬管理等),ドローンやAIを活用した生育診断技術の開発
- カ 施設園芸における省エネルギー・低コスト栽培システムの研究・開発
- キ 農耕地の温室効果ガス抑制に向けた研究・開発
- ク 家畜排せつ物の臭気及び排せつ物の低減に関する調査・検証
- ケ 地域に適した高栄養飼料作物の栽培調整技術の研究・開発
- コその他

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に 関する事項

県では、本県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かし、すべての県民が農林水産業を理解し、食に対する正しい知識の習得による健康で豊かな食生活を実現している姿を目指し、ライフステージに合わせた食育の推進や、生産者と消費者の交流による地産地消の推進、食品の安心・安全、栄養その他の食生活に関する情報発信などに取り組むことで、環境と調和のとれた持続可能な食料生産と消費の実現などを図っています。

環境負荷低減事業活動により生産された農産物の流通及び消費の促進について、次の 取組を推進します。

(1) IPM技術をはじめとした環境と調和した農産物の普及啓発

I PM技術等に取り組む品目や産地を拡大し、化学農薬の使用量を削減するとともに、PRキャラクターなどを活用し、本県のI PM農産物等の認知度を向上させ、安心・安全な農産物の提供および本県農産物のイメージアップにつなげます。



(2) 有機農産物等の消費・販路拡大

ア 有機農産物等の販売機会の多様化

流通・加工・販売に関わる事業者と有機農業者や農業団体等との間の意見交換や商談の場の設定、実需者との円滑な商談の支援に努めるとともに、ロットの拡大、生産技術の習得、海外への輸出等販路開拓等の支援に努めます。

また、実需者等のニーズに即した広域流通、海外への輸出、直売所を活用した販売など、有機農業により生産される農産物の地域内外流通の拡大に努めます。

かごしまの I PM PRキャラクター 『チーム・マモット』



有機農産物の販売促進活動

イ 消費者の理解の増進

農業者,流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、日本農林規格等に関する法律(JAS法)に基づく有機JAS等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働きかけるとともに、消費者の理解と関心を増進するための普及啓発に努めます。

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

計画の推進に当たっては、県庁内関係部局と連携するとともに、市町村と共同して取り組み、有機農業など環境と調和した産地づくりに取り組む農業者や民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等と連携・協力して取組を進めます。

また、社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響が生じる場合は、見直し等必要な措置を講じます。

特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

1 南種子町 長谷・島間・西之・上中・河内・下中地区

(1) 当該区域の特性及び区域設定の理由

本町は, 鹿児島市から南へ153kmの種子島の南部に位置し, 起伏の多い丘陵地帯で, 中央部は黒ボク土の畑地帯と南東部は水田地帯が広がっている。

本町は、農家の高齢化による担い手不足、耕作放棄地の拡大が深刻化している。また、農地区画が狭小であり、営農の大規模化が困難である。

このことから、令和3年12月に包括連携協定を締結した「何かごしま有機生産組合」をはじめ、関係機関と連携して「南種子町有機農業推進協議会」を設立し、「みどりの食料システム戦略推進交付金(有機農業産地づくり推進)」を活用して有機農業を軸とした新規就農者の確保、遊休農地の解消に取り組むことにより、基幹産業である農業の活性化を図っている。

現在,南種子町では9戸の農家が,安納いもをはじめ早期水稲やさとうきびなどの種子島の地域特産品の有機栽培に取り組んでおり,学校給食や町内の物産館向けに出荷するとともに, 何かごしま有機生産組合を通じて島外への出荷も行っている。

今後,有機農産物の学校給食での活用促進や物産館を活用した地産地消の推進などを出口戦略とし,有機農業産地づくりのさらなる推進を図るため,町内でも先行事例として積極的に有機農業に取り組み,町全域への取組拡大をけん引する役割が期待される6地区を特定区域に設定する。

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

特定区域では、今後、有機農業者による新たな生産者組織を設立し、持続的に有機 農業を実践するため、何かごしま有機生産組合が持つノウハウを共有しながら、有機 農業実践者を確保・育成するとともに、遊休農地を解消して有機農業ほ場を確保する など、有機農業の生産振興を重点的に行い、産地の維持・活性化を図る。

また,生産者組織で情報共有を行いながら栽培技術の平準化を図るとともに,有機 栽培の新たな栽培暦の作成等を進め,有機農業取組面積の増加を目指す。

さらに、消費者の有機農産物購入機会を増やすため、学校給食において、地域で生産した有機農産物(米,野菜)の過半を提供するとともに、町内の物産館を活用した地域内流通による町民の有機農業への意識醸成及び島外消費地への出荷による知名度の向上により、南種子町産有機農産物のブランド化を推進していく。